

中津市最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は建設コンサルタント等業務（建設工事に関する測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）に係る契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び中津市契約規則（昭和40年中津市規則第10号）第25条の規定による最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、設計金額が3億円未満の建設工事及び建設コンサルタント等業務（以下「対象案件」という。）とする。ただし、建設コンサルタント業務のうち監理業務及び建築物に係る点検業務又は市長が最低制限価格制度を採用する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(最低制限価格の設定)

第3条 契約担当者（中津市契約規則第2条第1号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、対象案件の入札にあたり、最低制限価格を設定するものとする。

2 最低制限価格は、次の各号に定める方法により算定した割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(1) 建設工事にあつては、設計金額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計金額で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建設コンサルタント等業務にあつては、別表の業種区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ設計金額算出の基礎となった同表の1欄から4欄までに掲げる額の合計額（同表に掲げる2以上の業種区分に該当する業務については、それぞれの業種区分ごとの合計額を合算した額）

に100分の110を乗じて得た額を設計金額で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前項各号の規定により得られた割合がそれぞれ次の各号に掲げる割合である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

(1) 建設工事において**10分の9.2**を超える場合にあっては**10分の9.2**とし、**10分の7.5**に満たない場合にあっては**10分の7.5**とする。ただし、解体工事で**10分の8.2**を超える場合にあっては**10分の8.2**とする。

(2) 建設コンサルタント等業務において10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。ただし、**測量業務で10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし**、地質調査業務で10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

4 前2項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要があると認める場合は、入札ごとに契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

(最低制限価格の公表)

第4条 最低制限価格は、当該契約の締結前にこれを公表してはならない。ただし、市長が別に定める入札にあっては、その入札期日（電子入札にあっては、入札期間の初日）前に公表することができる。

(予定価格調書への記載)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に第3条で定めた割合（基準割合）及び最低制限価格を記載する。

(落札者の決定)

第6条 契約担当者は、最低制限価格を設定した入札が行われた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(入札参加者への周知)

第7条 契約担当者は、対象案件を入札に付する場合に最低制限価格制度を採用するときは、入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格が設定されていることを当該入札の告示書又は通知書に当該各号に掲げる事項を明記し、周知しなければならない。

(1) 最低制限価格を定めていること。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札から適用する。

附 則 (平成23年10月5日中津市告示第312号)

この告示は、平成23年11月1日から施行し、同日以後に開札する入札から適用する。

附 則 (平成25年5月1日中津市告示第145号)

この告示は、平成25年6月1日から施行し、改正後の中津市最低制限価格制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告又は通知を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

附 則 (平成26年2月18日中津市告示第50号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、平成26年3月31日までに引渡しを行う契約に係る最低制限価格については、改正前の中津市最低制限価格制度実施要綱の規定は、なお効力を有する。

附 則 (平成28年8月1日中津市告示第198号)

この告示は、平成28年8月15日から施行し、改正後の中津市最低制限価格制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告又は通知を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

附 則 (平成29年4月28日中契暦第10号)

この要綱は、平成29年5月15日から施行し、改正後の中津市最低制限価格制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は通知を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

附 則 (平成31年4月1日中契暦第1号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の中津市最低制限価格制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起案を行い、平成31年10月1日以降に引渡しを行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。ただし、平成31年10月1日の前日までに引渡しを行うものについては改正前の中津市最低制限価格制度実施要綱の規定は、なお効力を有する。

附 則 (平成31年4月26日中契暦第2号)

この要綱による改正後の第3条第3項の規定は、平成31年5月15日から施行し、改正後の中津市最低制限価格制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は通知を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

別表（第3条関係）

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額